

学校法人聖マリア学院 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人聖マリア学院（以下「本法人」という。）の寄附行為第60条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬、賞与及び役員退職金（以下「報酬等」という。）の支給の基準について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事長、代表業務執行理事、業務執行理事及びその他の、定められた勤務時間中常に勤務する態勢にあり、かつ、職務専念義務がある理事であって、次号に該当する職員理事を除いた者をいう。
- (3) 職員理事とは、本法人の職員（学長を含む。）として給与の支給を受けている理事をいう。職員が理事となったときは、職員としての身分は継続し、理事在任期間は職員としての勤続年数に加える。
- (4) 非常勤理事とは、前2号以外の理事をいう。
- (5) 常勤監事とは、定められた勤務時間中常に勤務する態勢にあり、かつ、職務専念義務がある監事をいう。
- (6) 非常勤監事とは、前号以外の監事をいう。
- (7) 職員評議員とは、本法人の職員（学長を含む。）として給与の支給を受けている評議員をいう。
- (8) 報酬等とは、報酬、賞与、役員退職金その他の役員又は評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、職員の給与規程及び退職金規程に基づくものを含まない。
- (9) 費用とは、役員又は評議員として職務の執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊料等）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものをいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員には、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤理事及び常勤監事に対しては、月額報酬、賞与及び役員退職金を支給する。
 - (2) 非常勤理事及び非常勤監事に対しては、年額報酬及び会議出席（書面出席を除く。）の都度、日額報酬を支給する。
 - (3) 評議員（職員評議員を除く。）に対しては、会議出席（書面出席を除く。）の都度、日額報酬を支給する。
- 2 職員理事及び職員評議員に対しては、日額報酬は支給しない。

(役員報酬額)

第4条 役員に対する報酬は、別表第1のとおりとする。

- 2 非常勤理事及び非常勤監事に対する報酬日額は、別表第2のとおりとする。
- 3 新たに常勤理事又は常勤監事に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 4 常勤理事若しくは常勤監事が退任し又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 5 常勤理事若しくは常勤監事の月の中途における就任、退任、解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 6 本条の規定にかかわらず、必要に応じて理事長が役員報酬額を調整する場合がある。

(常勤理事及び常勤監事の賞与の算定方法)

第5条 常勤理事及び常勤監事に対する賞与の額は、次のとおりとする。

- (1) 夏季賞与 当期における職員支給率と同率額
- (2) 冬季賞与 当期における職員支給率と同率額
- (3) 期末賞与 当期における職員支給率と同率額

(評議員の報酬)

第6条 評議員（職員評議員を除く。）に対する報酬日額は、別表第3のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、必要に応じて理事長が評議員報酬額を調整する場合がある。

(役員退職金の支給)

- 第7条 役員が任期の満了又は辞任により退任したときは、その者に役員退職金を支給する。
- 2 役員が死亡により退任した場合の退任慰労金は、その遺族に支給するものとする。この場合において、遺族の範囲及び順位は、「国家公務員退職手当法」の例による。
 - 3 前2項により支給する役員退職金の額は、次条に定める算式により算出される額の範囲内で、理事会において決定する。

(役員退職金の算定方法)

第8条 役員退職金は次のとおり支給する。

$$\text{退職金} = \text{役員報酬月額} \times \text{在職年数}$$

- 2 前項の在職年数は、在職月数を12で除して計算する。
- 3 非常勤の役員の報酬月額は、別表に定める年額を12で除して計算する。
- 4 特別の事由がある者については、評議員の意見を聴いた上で、理事会の議決により役員退職金に加給して支給することができる。

(報酬等の支給方法)

- 第9条 常勤理事及び常勤監事の報酬等の支給日、支給方法、端数計算等については、就業規則実施細則を準用し、「給与」とあるのは「報酬」に、「期末手当」とあるのは「賞与」に、「退職金」とあるのは「役員退職金」に、それぞれ読替えるものとする。
- 2 非常勤理事、非常勤監事及び評議員（職員評議員を除く。）の報酬は、理事会及び評議員会の出席等法人運営のための業務に当たった都度、支給する。

(交通費及び費用)

- 第10条 非常勤理事、非常勤監事及び評議員（職員評議員を除く。）には、理事会及び評議員会の出席等法人運営のための業務に当たった都度、報酬とは別に交通費を支給する。
- 2 役員及び評議員が職務執行のため出張した場合は、当該役員及び評議員に対して旅費を支給する。旅費の額は、本法人旅費規程による。
 - 3 役員及び評議員が職務の執行に当たって、前2項以外の費用を要する場合は、理事長の指示により当該費用を支給する。

(作成、備置き及び閲覧)

- 第11条 本法人は、毎会計年度終了後3月以内にこの規程を作成しなければならない。ただし、その内容に変更がない場合には、理事会においてこの規程の内容を確認した旨と確認した日付を記載した書類を作成する。
- 2 本法人は、この規程を、当該会計年度に係る定時評議員会の日から、主たる事務所に5年間、その写しを従たる事務所に3年間、備え置かなければならない。ただし、この規程を電磁的記録で作成し、インターネットを通して従たる事務所において次項で定める閲覧請求に応ずることを可能とする措置をとっているときは、この限りでない。
 - 3 本法人は、何人からの請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、この規程を閲覧に供しなければならない。

(公表)

第12条 本法人は、この規程を本法人のホームページに公表する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第4条第1項関係）

役員報酬額

理 事 長	指定職俸給表第2号俸に定める額を 上限とし、理事長が定める
常 勤 理 事	指定職俸給表第1号俸に定める額を 上限とし、理事長が定める
常 勤 監 事	指定職俸給表第1号俸に定める額を 上限とし、理事長が定める
非 常 勤 理 事	年額 300,000円
非 常 勤 監 事	年額 300,000円

別表第2（第4条第2項関係）

非常勤理事及び非常勤監事の報酬額等

非 常 勤 理 事	理事会等に出席その他法人の 業務	日 額 55,685円 交通費 実費相当額
非 常 勤 監 事	監査業務、理事会・評議員会に 出席その他法人の業務	日 額 55,685円 交通費 実費相当額

別表第3（第6条関係）

評議員の報酬額

評 議 員 (職員評議員を除く)	評議員会等に出席その他法人 の業務	日 額 22,274円 交通費 実費相当額
---------------------	----------------------	--------------------------